

総会

配布：一般
2015年1月28日

第 69 会期
議事日程議題 26

2014年12月18日に総会によって採択された決議

[第三委員会報告書に基づく(A/69/480)]

69/143. 世界社会開発サミットおよび総会第 24 回特別会期の成果の実施

総会は、

1995年3月6日から12日にコペンハーゲンで開催された、世界社会開発サミットおよび2000年6月26日から7月1日にジュネーブで開催された「世界社会開発サミットとその後：グローバル化する世界においてすべての者にとっての社会開発の達成」と題された、総会第24回特別会期を想起し、

世界社会開発サミットの、社会開発に関するコペンハーゲン原則および行動計画¹並びに総会第24回特別会期において採択された社会開発のためのさらなる活動、²また社会開発の問題に関する継続されたグローバルな対話が、国家および国際的なレベルでのすべての者にとっての社会開発の促進のための基本的な枠組みを構成することを再確認し、

国際連合ミレニアム宣言³およびそこに含まれる開発目標、並びに2005年世界サミット⁴およびミレニアム開発目標に関する総会ハイレベル会合⁵でなされた公約を含み、主要な国際連合のサミット、会議および特別会合において行われた公約、並びにミレニアム開発目標の達成に向けてなされた取組みをフォローする2013年の特別なイベントの成果文

¹ 世界社会開発サミット報告書、コペンハーゲン、1995年3月6-12日(国際連合出版, Sales No. E.96.IV.8)、第I章、決議1、添付文書IおよびII。

² 決議S-24/2、添付文書。

³ 決議55/2。

⁴ 決議60/1。

⁵ 決議65/1。

書⁶を想起し、

経済および社会分野における主要な国際連合会議およびサミットの成果文書の、統合されそして調整された実施およびフォローアップに関する 2003 年 6 月 23 日の総会決議 57/270B をも想起し、

「世界経済金融危機および開発への影響に関する会議の成果文書」と題された 2009 年 7 月 9 日の決議 63/303 をさらに想起し、

社会開発委員会の 2015-2016 年再検討および政策サイクルの優先的なテーマが「現代世界における社会開発の再考および強化」となるという、経済社会理事会の決定⁷を歓迎し、

「ミレニアム開発目標の達成に向けた、すべてのレベルでの包括的、持続的および公正な経済成長の文脈において貧困を撲滅するための、生産的な能力、雇用および働きがいのある人間らしい仕事の促進」⁸と題された、経済社会理事会の 2012 年の主要会合のハイレベルセグメントで採択された閣僚宣言を想起し、

「持続可能な開発の促進およびミレニアム開発目標の達成に向けた、科学、技術および革新、並びに文化の可能性」⁹と題された、経済社会理事会の 2013 年の主要会合のハイレベルセグメントで採択された閣僚宣言をまた想起し、

「2015 年にミレニアム開発目標をかなえ、また将来、持続可能な開発の増加に向けた進行中および新たな挑戦への対応」¹⁰というテーマの経済社会理事会の 2014 年の主要会合のハイレベルセグメントで採択された閣僚宣言をさらに想起し、

四つの戦略目標を有する、国際労働機関による働きがいのある人間らしい仕事という課題は、公正なグローバリゼーションの促進における ILO の特別な役割と加盟国の取組において加盟国を支援するその責任を確認した、公正なグローバリゼーションにとっての社会正義に関する国際労働機関宣言¹¹、並びに仕事に関する世界協定において再確認されているように、社会的保護という目的を含み、十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事という目的の達成に重要な役割を担っていることを留

⁶ 決議 68/6。

⁷ 経済社会理事会決議 2014/3 を参照。

⁸ 総会公式記録、第 67 会期、補遺 No.3 (A/67/3/Rev.1)、第 IV 章、第 F 節を参照。

⁹ 同書、第 68 会期、補遺 No.3 (A/68/3/Rev.1)、第 VI 章、第 E. 節。

¹⁰ 同書、第 69 会期、補遺 No.3 (A/69/3/Rev.1)、第 VI 章、第 F. 節。

¹¹ A/63/538-E/2009/4、添付文書。

意し、

世界社会開発サミットおよび総会第 24 回特別会期の成果文書のフォローアップおよび再検討における社会開発委員会の役割を強化する必要性を強調し、ポスト 2015 開発アジェンダの推敲における、第 51 および 52 会期で議論された、委員会の見解を歓迎し、ポスト 2015 開発アジェンダの進行中の討論に関する委員会の見解を期待し、

持続可能な開発目標の公開作業部会の報告書¹²を歓迎し、そして他のインプットも考慮されることを確認しながら、報告書に含まれる公開作業部会の提案が、総会第 69 会期の政府間交渉プロセスにおいて、ポスト 2015 開発アジェンダに持続可能な開発目標を統合する主な基礎になることを決定した、2014 年 9 月 10 日の総会決議 68/309 を想起し、

社会開発の三つの核となる主題、すなわち貧困撲滅、十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事と社会統合は、相互に関連し相互に強化し合うこと、そして、それゆえに可能にする環境がすべての三つの目的が同時に遂行されるように、創出されることが必要であることを認識し、

人々が中心となるアプローチが経済社会開発の中心でなければならないことも認識し、

社会開発の目的の達成が、世界金融経済危機の進行中の悪影響、不安定なエネルギーおよび食糧価格並びに気候変動からの挑戦によって妨げられていることに深い懸念を表明し、

食糧価格の不安定を含む、進行中の食糧の不安定な状況の複雑な特徴は、構造および状況の両方である、いくつかの主要な要因の組み合わせであり、特に、環境の悪化、干ばつ、砂漠化、地球規模の気候変動、自然災害および必要な技術の欠如によっても悪影響を被ることを認識し、国家政府および国際社会全体からの強力な公約が、食糧の安全保障への主要な脅威に立ち向かうために、また農業分野における政策が貿易をゆがめ、食糧の不安定さを悪化させないことを確実にするために求められていることもまた認識し、

経済的、社会的および環境的側面を統合して、すべてのレベルで持続可能な開発を主流化することをさらに進める必要性を認め、すべての次元において持続可能な開発を達成するために、その相互関連を認識し、

持続的、包括的および公正な経済成長を促進し、すべての者にとってのより多くの機

¹² A/68/970 および Corr.1。

会を創設し、不平等を軽減し、生活の基本水準を向上し、公正かつ包摂的な社会開発を涵養し、天然資源の統合されたまた持続可能な運営を促進することにより、持続可能な開発を達成する必要性を再確認し、

国家の経済的、社会的および文化的な状況にかかわらず、極度の貧困が世界のすべての国において存続すること、極度の貧困との闘いにおいて世界のいくつかの場では多くの進展がみられることを認めながらも、飢餓と栄養不良、人身売買、疾病、十分な住居の欠如と非識字率など、貧困の程度および兆候が開発途上国において特に深刻であることを深く懸念し、

国家政府の主要な責任を認識しながら、社会開発の分野における国家の能力開発の取組を支援する、国際社会の重要性を認識し、

公正なグローバリゼーションおよび成長を貧困撲滅に変える必要性、並びにすべての者にとっての十分に、自由に選択できそして生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事を促進することを目的とした、戦略および政策に対する公約への強力な支持、そしてこれらの戦略および政策が、関連する国家のまた国際的な政策並びに、貧困削減戦略を含む、国家の開発戦略の基本的な要素を構成すべきことを確認し、グローバリゼーションの影響および社会的広がり、しばしば不公平に共有されそして分配される利益と経費を考慮しながら、雇用創出とすべての者にとって働きがいのある仕事が、マクロ経済政策に組み入れられるべきことを再確認し、

発展途上国が社会開発を涵養するために、農業貿易を含む貿易の利益へのアクセスを強化する必要性を認識し、

社会的包摂が社会統合を達成する一手段であり、安定した安全で調和のとれた平和かつ公正な社会を涵養し、開発および進展のための環境を創出するため社会の一体性を改善するうえで重要であることをも認識し、

1. 事務総長報告書¹³に留意する；

2. とりわけ貧困を撲滅し、十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事を促進し、すべての者にとっての安定した安全かつ公正な社会を達成するための社会統合を涵養するという、世界社会開発サミットの社会開発に関するコペンハーゲン宣言および行動計画¹の実施を継続するという政府の意思および公約の再確

¹³ A/69/157。

認を歓迎する；

3. コペンハーゲンの公約の実施とミレニアム開発目標を含む国際的に合意された開発目標の達成は、相互に強化し合っていること、そして、コペンハーゲンの公約は、開発への、一貫した人々中心のアプローチにとって重要であることを認識する；

4. 社会開発委員会が、世界社会開発サミットおよび総会第 24 回特別会期の成果文書のフォローアップおよび再検討の主要な責任を有し続けること、またそれが社会開発問題に関する強化された地球規模の対話のための主要な国際連合のフォーラムとして役立つことを再確認し、加盟国、関連する専門機関、国際連合システムの基金および計画並びに市民社会に対して、その活動への支援を強化することを求める；

5. 世界金融経済危機の進行中の悪影響、不安定なエネルギーおよび食糧価格並びに食糧の不安定さと気候変動からの課題、またこれまでの多角的な貿易交渉における失敗が、社会開発に悲観的な結果をもたらしていることに深い懸念を表明する；

6. とりわけ社会支出と社会的保護計画の分野における、国家政府の政策の場の重要性を強調し、国際金融機関と資金提供者に対して、なかでも、債務救済による国家の優先度および戦略と合致して、社会開発の達成において開発途上国を支援することを求める；

7. 世界社会開発サミットおよび総会第 24 回特別会期によって確認された社会開発の広義の概念は、国家および国際的な政策形成において十分に実施されておらず、また貧困撲滅が開発政策と論説の中心的な部分であるとしても、とりわけ、経済および社会政策形成の間の一般的な分断によっても損害を被った、雇用および働きがいのある人間らしい仕事および社会統合に関するサミットで合意された公約がより一層注目されるべきであることを認識する；

8. 世界社会開発サミットの後に開始された、貧困撲滅のための国際連合 10 年（1997-2006）が、貧困を撲滅する国家のおよび国際的なレベルでの、維持されそして強調された取組にとっての長期的なビジョンを提供してきたことを認める；

9. 最初の 10 年間、政府による公約の実施が期待外れであったことを認識し、ミレニアム開発目標を含む、貧困撲滅に関連する国際的に合意された開発目標を、効率的および調整された方法で支援するために、2007 年 12 月 19 日の総会決議 62/205 における総会による第二次貧困撲滅のための国際連合 10 年（2008-2017）の宣言を想起する；

10. ミレニアムサミット、2005年世界サミット、ミレニアム開発目標に関する総会ハイレベル本会議、ミレニアム開発目標の達成に向けた取組をフォローする2013年特別イベント、モンテレーコンセンサスにおける、開発のための金融に関する国際会議¹⁴、並びに2012年6月20日から22日まで、ブラジルの、リオデジャネイロで開催された、持続可能な開発に関する国際連合会議を含む、主要な国際連合の会議とサミットが、国際連合開発アジェンダ内での貧困撲滅の優先度および緊急性を強化してきたことを強調する；

11. 貧困撲滅政策は、根本のまた構造上の原因並びに兆候に対応することによって貧困に立ち向かわなければならないこと、また公正、包括性、不平等の削減および貧困者の能力向上がこの政策に取り入れられることを必要とすることも強調する；

12. 各国家が、自らの経済および社会開発に主要な責任を有すること、また国家政策および開発戦略は強調され過ぎることはないことを再確認し、持続的な経済成長、持続可能な開発、貧困撲滅および自国の民主的制度の強化を達成するために開発途上国の取組を支援する、適当な場合には、新しい金融制度を含む効果的な措置を採用することの重要性を強調する；

13. 実施環境が、公正と社会開発の達成の極めて重要な必須条件であること、また、経済成長は必要不可欠である一方で、根付いた不平等と周縁化は、持続可能な、包括的なまた人々中心の開発に必要な広範囲かつ持続された成長の障壁であることを強調し、成長達成措置と公正達成措置との間の相互補完性と相互補完性が全体的な貧困レベルへの影響を与えられるようになるためにありとあらゆる物を含むことを釣り合わせそしてそれを確実にする必要性を認識する；

14. グローバルな金融システムにおける安定と企業の社会的責任および説明責任、また他の利害関係者に影響を及ぼす国家の経済政策は、経済成長と社会開発を促進するための、国際的な実施環境の創設に必要不可欠であることも強調する；

15. 民主的な制度と統治を強化し統合する適切なメカニズムの考案と開発を通じてを含み、貧困状態で生活する人々の最も差し迫った社会的ニーズに対処するために、すべての人権および基本的自由の尊重を促進する必要性を認識し、

16. 経済的、社会的および文化的権利の重要性並びに世界社会開発サミットの成果文書の実施に向けて、無差別、包括性および意義のある参加の原則の重要性を強調する；

¹⁴開発のための金融に関する国際会議報告書、メキシコ、モンテレー、2002年3月18-22日(国際連合出版、Sales No. E.02.II.A.7)、第I章、決議1、添付文書。

17. 女性が持続可能な開発の達成および飢餓と栄養不良、貧困と疾病と闘い、改善する政策と計画を強化する取組にとって重要であり、平等のパートナーとして、政治、経済、社会および文化的な生活のすべての領域における女性の十分な参加を確実にしまた拡大し、そして十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事への平等なアクセスを確実にすることを含み、頑固な障壁を取り除き、女性の経済的独立を強化することにより、彼女たちのすべての人権および基本的な自由の十分な実行にとって必要なすべての資源への彼女たちのアクセスを改善することを確認し、ジェンダー平等および女性の能力向上への並びにすべての開発の取組にジェンダーの視点を主流化することの公約を再確認する；

18. 政府に対して、貧困撲滅、十分な雇用および働きがいのある人間らしい仕事並びに社会の統合という目標をよりよく達成するために、市民的、社会的、経済的および政治的な活動において並びに社会統合政策や戦略の考案および実施において、人々の効果的な参加を促進することを奨励する；

19. 最も恵まれない人々を含み、十分かつ自由に選択されまた生産的な雇用、並びに仕事での基本的な原則および権利の尊重を含むすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事の機会の促進への公約を再確認し、投資、成長および企業家精神を支援する環境が、新しい仕事の機会の創出には必要不可欠であり、また人的資源の開発戦略は、教育、保健、訓練と雇用の間の強い結びつきを確実にし、生産的かつ競争力のある労働力を維持することに役立ち、経済のニーズに対応する、国家の開発目的を前提としていることから、持続可能な開発の基礎として、十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事の達成に資する国家および国際的なレベルでの環境を創出する緊急の必要性があることを再確認し、自由、公正、安全および人間の尊厳の条件において生産的な仕事を得る男性と女性の機会は、飢餓と貧困の撲滅、すべての者にとっての経済的および社会的福祉の重要性、すべての国家および十分に包括的かつ公正なグローバリゼーションの持続された経済成長および持続可能な開発の達成を確実にする上で必要不可欠であることをさらに再確認する；

20. 労働市場からの排除を含み、人々の社会的経済的発展に悪影響を及ぼす、特に植民地または他の形態の外国の支配または占領下で生活する人々の自決権の実現への障壁を取り除くことの重要性を強調する；

21. 特に女性、子供、高齢者および障がい者に対する、家庭内暴力を含む、多くの表現、およびゼノフォビアを含む差別におけるあらゆる形態の暴力に対処する必要性を再

確認し、暴力は、貧困の撲滅、十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事および社会統合の達成において、国家と社会に対する課題を増やすことを認識し、テロ、武器の売買、組織犯罪、人身売買、資金洗浄、民族および宗教紛争、内戦、政治的動機に基づく殺害および集団殺害は、社会に対する根深い脅威を表し、社会開発に資する状況の達成において、国家と社会への増加しつつある課題を与え、またそれらは、多様性を認識し保護しまた評価する一方で、社会の一体性を共に涵養するために、個別にそして、適切な場合には、合同で政府による行動のための緊急かつやむにやまれぬ理由を提示することをさらに認識する；

22. 国際連合の基金、計画および機関に対して、十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事の目標を政策、計画および活動に主流化し、並びにこの目的の達成を目的とした加盟国の取組を支援することを要請し、そしてこれに関して、金融機関に対して取組を支援することを招請する；

23. すべての者にとって十分な雇用および働きがいのある人間らしい仕事の促進は、社会的保護と保健制度を強化し、国際的な労働基準を適用した、女性と男性、並びに女子と男子への教育、訓練および技術開発への投資をも必要とすることを認識し、国家、および適切な場合には、国際連合システム機関並びにそれぞれの職務権限内の、国際的および地域的機構、並びに市民社会、民間部門、雇用者組織、労働組合、メディアおよび他の関連する主体に対して、とりわけ、女性と若者の雇用されるにふさわしい能力を強化し、女性の人生の様々な段階において、女性の経済的能力向上を支援すること目的を含み、特に発展途上国における情報通信技術並びに経営技術に関する、公式および非公式な教育、技術開発および職業訓練、生涯学習および再訓練と遠隔地教育へのアクセスへの改善を含み、十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事への彼女たちのアクセスを確実とする、政策、戦略および計画を発展させ強化し続けることを促す；

24. 社会的保護、仕事での基本原則および権利、三者構成および社会対話を包含する、十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事は、すべての国家にとって持続可能な開発の主要な要素であり、したがって国際協力の重要な目的であることをまた認識し、長期の失業を含む、すべての者にとっての雇用政策および計画の考案並びに実施における革新的なアプローチを支援する；

25. 国家に対して、適切かつ十分に報酬が与えられる十分かつ生産的な雇用の創設並びにジェンダー平等および女性の能力向上を促進し、また開発計画および政策の計画、実施および評価における若者、障がい者、高齢者、移住者および先住民などの社会集団の

懸念を考慮しながらこれらの集団の特別なニーズに対処する社会統合の政策および戦略を含む、貧困撲滅、すべての者にとって十分な雇用および働きがいのある人間らしい仕事のための政策および戦略を考案し実施することを奨励する；

26. 労働市場への参加への不平等なアクセスや賃金の不平等、および女性と男性双方にとって仕事と私的生活の折り合いを含み、職場における女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃のために十分な資源を配分する必要性を強調する；

27. 国際的な移動と社会開発の間の重要なつながりを確認し、とりわけ、彼らの報酬および健康状態、仕事の安全および結社の自由の権利に関連する、移住労働者の労働関係と仕事の状況に関して効果的に執行されている労働法の重要性を強調する；

28. 入手可能かつ良質の保健医療サービスへの普遍的なアクセスに向けての移行を加速化する取組を、緊急にかつ大いに拡大する政府の責任を認識する；

29. 普遍的な医療保険は、サービスの利用が使用者に財政上の困難をもたらさないことを確実にしつつ、すべての人々が、差別なく、国家によって決定された、必要とされ促進された、予防的、治療用、および回復のための、基本的な医療サービスの一式および必要不可欠で、安全、入手可能、効果的かつ良質の薬にアクセスすることを意味することを確認する；

30. 1995年のコペンハーゲンでの世界社会開発サミットの開催以降、2002年の高齢化に関するマドリッド国際行動計画の採択¹⁵、若者の世界行動計画¹⁶、障害者の権利に関する条約¹⁷、先住民族の権利に関する国際連合宣言¹⁸並びに北京宣言および行動綱領¹⁹を通じてを含む、社会統合に対処することおよび促進することにおける進歩が行われたことを認識する；

31. 経済成長の利益は包括的でありまたより公正に分配されなければならない、また不平等の格差を縮小しさらなる不平等の深化を回避するために、適切な社会移転および仕事の創出計画並びに社会的保護制度を含む、包括的な社会政策および計画が必要であること

¹⁵ 高齢化に関する第二回世界会議報告書、マドリッド、2002年4月8-12日(国際連合出版、Sales No. E.02.IV.4)、第I章、決議1、添付文書II。

¹⁶ 決議50/81、添付文書、および決議62/126、添付文書。

¹⁷ 国際連合、条約集、第2515巻、No.44910。

¹⁸ 決議61/295、添付文書。

¹⁹ 第四回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4-15日(国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13)、第I章、決議1、添付文書IおよびII。

を強調する；

32. 社会の公正、包摂および安定並びに一体性を達成する手段として、公式および非公式経済の社会的保護構想の提供の重要性を認識し、非公式の労働者を公式な経済に参加させることを目的とした国家の取組への支援の重要性を強調する；

33. 貧困撲滅政策は、とりわけ、貧困下で生活する人々が、教育、医療、水および衛生並びに他の公的および社会サービス、並びに、信用貸し、土地、訓練、技術、知識および情報を含む営利的な資源へのアクセスを確保とし、またこれに関して、市民と現地の共同体が、社会開発の政策および計画への意思決定に参加することも確保としなければならないことを強調する；

34. 貧困下で生活する人々の社会統合は、栄養、保健、水、衛生、住居を含むベーシックヒューマンニーズへの対処およびそれらの充足、また統合された開発戦略を通じての、教育と雇用へのアクセスを含まなければならないことを認識する；

35. 社会統合政策は、不平等を減らし、基本的な社会サービス、すべての者に対する教育および保健医療へのアクセスを促進し、差別を撤廃し、特に若者、高齢者および障がい者という社会集団の参加および統合を強め、すべての国のすべての人々がグローバリゼーションにより恩恵を受けるために、グローバリゼーションと市場重視の改革により社会開発に課された課題に対処することを模索しなければならないことを再確認する；

36. 政府に対して、関連する機関と協力し、労働市場への参加を支援し、不平等と社会的排除に対処しまたそれを減らす社会的保護の制度を発展させ、適切な場合には、非公式経済の労働者を含み、それらの効果および範囲を拡大しまたは広げることを促し、国際労働機関に対して、社会保障の適用範囲を拡大する社会的保護の戦略および政策を強化することを招請し、政府に対して、国内の状況を考慮しながら、貧困下または貧困に脆弱な人々のニーズに着目し、貧困と脆弱さに対処する体系的な基盤を提供する、社会的保護の床の実施を含む、基本的な社会保障制度への普遍的なアクセスに特別な考慮を払うことを促し、これに関して、社会的保護の床に関する国際労働機関の勧告に留意する；

37. 国際連合システムに対して、一貫したまた調整された様式で、包括的な社会開発を達成する加盟国の国内での取組を支援し続けることを要請する；

38. 教育、雇用、住居、衛生、保健および社会保障の分野において先住民族の権利を促進する公約を再確認し、先住民族の権利に関する国際連合宣言においてこれらの分野に

払われている注意に留意する；

39. 貧困が多面的な現象であることを認識しながら、統合され、結びついた、参加型の方法で、社会開発政策を作成する必要性を認識し、この事項に関し連携した公共政策を求め、包括的開発および福祉政策に、公共政策が含まれる必要性を強調する

40. 公的部門が、雇用者として担う役割と、十分かつ生産的な雇用とすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事の効果的な創出を可能とする環境を発展させることにおけるその重要性を確認する；

41. 民間部門が、新しい投資、雇用および開発への資金調達の創出において、またすべての者にとって十分な雇用および働きがいのある人間らしい仕事に向けての取組の前進において果たす重要な役割をも確認し、小中規模の企業および生活協同組合を含む、民間部門に対して、政府、国際連合システム、市民社会および学界とのパートナーシップを通じてを含む、すべての者にとっての働きがいのある人間らしい仕事と、女性と男性の両方、特に若者にとっての仕事の創出に貢献することを奨励する；

42. 大規模な経済への安全な相互作用を確実にするために、特に田舎における、小規模企業および小中規模の企業の発展並びに自給持続経済に特に注意を払いながら、農業および非農業部門を優先させて、グローバリゼーションの否定的な社会経済的な結果を予測し相殺し、また田舎に住みまた働いている貧しい人々の利益を最大化するために措置が取られなければならないことを認識する；

43. 農業に公的投資を増やし、農業に信頼できる民間投資を引き寄せ、田舎の農業相談事業の質および量を改善し、小自作農の農家、とりわけ女性が、必要な資源、資産および市場にアクセスことを確実にすることを含み、持続可能な方法で小自作農の生産性を増加させる、より協調された取組が求められていることを強調する；

44. 都市の人々、特に都市の貧困者の社会開発に必要な注意を払う必要性を認識する；

45. 持続可能な農業開発を含む持続可能な開発、およびマイクロ、小中規模の企業および企業活動の生活協同組合および社会企業の他の形態、並びに十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事を促進する手段としての女性の参加および企業活動への、さまざまな持続可能な製品およびサービスのアクセスを提供する金融インフラへの投資およびより一層の貢献を優先させる必要性もまた認識する；

46. 2005年世界サミットでアフリカの特別なニーズの充足に関してなされた公約²⁰を再確認し、国際連合システム内での強化された調整のための経済社会理事会からの呼びかけおよびアフリカへの現在のイニシアチブを調和させる進行中の取組を強調し、社会開発委員会に対して、アフリカの開発へのニューパートナーシップ²¹の社会的側面への自らの活動に十分に着目し続けることを要請する；

47. この文脈において、人的、制度上および技術的な能力の強化において、後発開発途上国を含む開発途上国の支援に国際協力が重要な役割を有していることをまた再確認する；

48. 国際社会が、開発途上国の市場へのアクセスの増加、相互に同意した条件での技術移転、金融支援および対外債務問題への包括的な解決を通じて、社会開発と貧困撲滅にとっての実施環境を創設する取組を強化しなければならないことを強調する；

49. 国際貿易および安定した金融制度が、すべての国家の開発にとって望ましい条件を作り出す効果的な道具になり得ること、また貿易障壁および貿易の慣行が、とりわけ開発途上国において雇用の成長に消極的な効果を与え続けることをも強調する；

50. 国家および国際的なレベルでの良い統治と法の支配は、持続された経済成長、持続可能な開発および貧困、飢餓と栄養不良の撲滅にとって必要不可欠であることを確認する；

51. 2015年までに、開発途上国に、国民総生産の0.7%の政府開発援助の目標、および後発開発途上国に、国民総生産の0.15から0.20%の政府開発援助の目標を達成するという多くの先進国による公約を含み、すべての政府開発援助の達成が重要であることを強調し、いまだ実行していない先進国に対して、開発途上国への政府開発援助の公約を実行することを促す；

52. 開発途上国における開発の取組への資金調達を補完し、影響を及ぼした支えることにより、また国際的に合意された開発目標、とりわけミレニアム開発目標を含む、開発の目的の達成を促進することにより、政府開発援助が担う必要不可欠な役割を強調し、国家の主體的取組、連帯、調和、結果の管理および相互のアカウンタビリティという基本原則に基づいた援助の効果および質を改善させる措置を歓迎する；

²⁰ 決議 60/1、第 68 項。

²¹ A/57/304、添付文書。

53. 加盟国および国際社会に対して、社会開発の要求を満たすために、最貧困かつ最も脆弱な人々に特に影響を及ぼした世界的な金融経済危機から生じた、社会サービスおよび支援を含む、すべての公約を実施することを促す；

54. 加盟国に対して、自らの開発戦略に、貿易、投資および成長への新しい機会を提供する、始まったばかりの経済回復を含む世界的な成長における現在の傾向を反映させることを奨励する；

55. 国際医薬品購入ファシリティ、UNITAID、また予防接種のための国際金融ファシリティおよびワクチン事前買収制度などの他の活動など、持続的かつ予測可能で、開発途上国に入手可能な価格でより一層医薬品へのアクセスを提供することを目的としたものを含み、革新的な金融メカニズムに基づいた加盟国集団による自発的な活動による社会開発の資源の動員への貢献を歓迎し、飢餓および貧困と闘う行動イニシアチブを立ち上げ、ミレニアム開発目標に合致し、また海外援助の長期の安定性および予測性を補完した確実とすることを支援するために緊急に必要な資金調達にさらなる注意喚起を求めた、2004年9月20日のニューヨーク宣言を留意する；

56. 社会開発は、開発のプロセスにおいて、市民社会組織、企業および小規模事業を含む、すべての主体の積極的な関与を必要とし、関連するすべての主体間のパートナーシップが、社会開発の、国家および国際協力の一部にますますなりつつあることを再確認し、また国内では、政府、市民社会および民間部門の間のパートナーシップが、社会開発の達成に効果的に貢献しうることを再確認し、すべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事と、グリーン雇用イニシアチブおよび関連技術を含む、仕事の創出に関する情報および知識の交換を促進し、国家の経済雇用政策に関連データの統合を促す取組の重要性を確認する；

57. 経済金融上の予想される影響のみならず企業の活動、労働者への義務、また社会開発を含む持続可能な開発の達成への貢献に関しても、小規模および大規模企業並びに多国籍企業を含む国家および国際的なレベルでの民間部門の責任を強調し、社会的および環境上、責任ある方法で、透明性をもって活動しまた人々の福祉に悪影響を及ぼさないようにするために、すべての適用法および、ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重、回復」枠組み²²を含む国際的な原則を尊重する、多国籍企業の責任を強調し、特に腐敗予防または訴追のために、すべての関連する利害関係者の参加を通じてを含み、企業の責任および説明責任に関するさらなる具体的な活動を取り、そして人権侵害を予防する必要性もまた強調する；

²² A/HRC/17/31、添付文書。

58. 企業の社会的責任および説明責任を尊重する重要性を強調し、ビジネスと人権に関するグローバルコンパクトおよび指導原則による促進されたものなど、責任あるビジネスの実行を奨励し、民間部門に対してその活動において、経済および金融の含意のみならず、開発、社会、人権、ジェンダーおよび環境上の予想される影響も考慮することを招請し、多国籍企業および社会政策に関する国際労働機関三者構成原則宣言の重要性を強調する；

59. 持続可能な開発目標に関する公開作業部会の報告書¹²に、あらゆる場所であらゆる形態の貧困を終わらせるという目的と、持続された、包括的および持続可能な経済成長、十分かつ生産的な雇用およびすべての者にとって働きがいのある人間らしい仕事の目標を含めることを確認し、ポスト 2015 開発アジェンダに関する進行中の議論に、貧困撲滅、社会統合、すべての者にとって十分な雇用および働きがいのある人間らしい仕事に十分に注意を払う継続された重要性を繰り返す；

60. 特に、これまでの進展を評価し、国際的に合意された社会開発の達成において格差および課題を特定し、また社会開発の機会を達成することにより、現代の世界において社会開発を再考し強化する重要性を再確認する；

61. 1995 年 3 月 6 から 12 日にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットの重要性を強調し、すべての加盟国、関連する国際連合開発システムの機構および専門機関、地域委員会および他の国際機構並びに市民社会および民間部門機構に対して 2015 年の間、世界サミットの 20 周年記念の適切な祝賀を支援する活動を積極的に促進しまた行うことを招請する；

62. 2015 年の総会第 70 会期において、既存の資源内で、総会のハイレベル本会議の一つを、これまでの進展を祝いまた 2015 年以降の社会開発の役割をさらに強化する目的で、世界サミットの 20 周年記念の記念に捧げることを決定し、総会議長に対して、その会合の様式を決定するために加盟国と協議を行うことを要請する；

63. 事務総長、経済社会理事会、地域委員会、関連する専門機関、国際連合システムの基金および計画並びに他の政府間フォーラムに対して、各職務権限内で、コペンハーゲンの公約および世界社会開発サミットの 10 周年記念の宣言²³を彼らの活動の計画に統合し、優先的に注意を払い続けること、フォローアップに積極的に関与し続けること、またこれ

²³ 経済社会理事会公式記録、2005 年、補遺 No.6 (E/2005/26)、第 I 章、第 A 節を参照。経済社会理事会の決定 2005/234 も参照。

ら公約および活動の達成を監視することを招請する；

64. 経済社会理事会および社会開発委員会に対して、ポスト 2015 開発アジェンダに関する議論およびポスト 2015 開発アジェンダの採択に関する国家元首および政府の長のレベルのサミットが 2015 年 9 月に開催されることに注意を払い、2015 年の理事会の実質会期の作業の定期計画の間に会合を、また委員会の第 53 会期の間に半日の会合を開催することにより、世界サミットの 20 周年記念の祝賀に適切な配慮を払うことを招請する；

65. 社会開発委員会に対して、コペンハーゲン原則および行動計画の実施の再検討において、国家、地域および国際的な経験の交換の増加、専門家と実務家の間の集中的かつ相互作用の対話、並びに最善の実践および学んだ教訓の共有を強調し、ポスト 2015 開発アジェンダに関する討論に積極的に従事し続けることを招請する；

66. 第 70 会期の暫定議題に「社会開発」と題された項目の下、「世界社会開発サミットおよび総会第 24 回特別会期の成果の実施」と題された小項目を含めることを決定し、事務総長に対して、同会期に、総会に対してこの問題に関する報告書を提出することを招請する。

第 73 回本会議
2014 年 12 月 18 日